

第4章 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

趣旨

白山市共生のまちづくり条例に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、共生する社会の実現を目指します。

併せて、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害のある人の権利擁護のための取組みを推進します。



施策の展開

1 障害を理由とする差別の解消の推進

- ① 共生のまちづくりのための啓発を推進します。
- ② 障害を理由とする差別に関する窓口を設け、紛争解決に向けて支援します。

2 虐待の防止

- ① 白山市虐待防止ネットワーク運営委員会を中心としたネットワークを充実します。
- ② 権利擁護に関する支援について、広く市民に周知します。

1 障害を理由とする差別の解消の推進

(1) 現状・課題（社会的障壁）

本市では、これまでも、白山市共生のまちづくり推進協議会（通称、ノーマネットはくさん）、白山市共生の街づくり専門委員会において、市民に対する意識啓発など共生のまちづくりを推進してきました。

障害者差別解消法制定を受け、平成 26 年に市民アンケートの実施や障害のある人、その家族、町内会など地域の代表者から意見を直に聴取するなどしました。その結果、障害のある人にとって、生活のいろいろな場面において、合理的配慮が提供されていないことや社会的障壁があることがわかりました。

これらを踏まえ、平成 29 年 10 月、障害の有無にかかわらず、安心して日常生活を送り、平等に社会参加の機会が保障されることにより、人格や個性を尊重して共に生きる「共生のまち 白山市」の実現を目指し、白山市共生のまちづくり条例が施行されました。共生のまちづくりをさらに進めていくためには、市が中心となり、条例の理念などを市民、事業者に周知していく必要があります。

また、実際に障害を理由とする差別に関する事案が発生した場合、相談窓口を設け、差別解消のための対応を行う必要があります。



(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①共生のまちづくりのための啓発等を推進します。	○障害のある人やその家族、障害者支援施設等、町内会、学校、公民館など、地域の人々が参加し、共生のまちづくりを共に考える機会を設けます。 ○市民、事業者を対象に、障害のある人の直の声を聴き、実際に車いす、手話、ガイドヘルパーを体験し、障害の特性や障害のある人の望む合理的配慮を学ぶ講座を実施するとともに、実践の支援をします。 ○パンフレット等を作成し、広く市民等に周知します。
②障害を理由とする差別に関する窓口を設け、紛争解決に向けての支援をします。	○市、相談支援事業所に相談窓口を設け、障害を理由とする差別の解消を図ります。 ○障害のある人やその家族、支援者や福祉、医療、教育、雇用などの関係者で構成される「白山市障害者差別解消のまちづくり支援協議会」においては、共生のまちづくりのために必要な施策を検討するだけでなく、差別に関する相談を受け、助言、あっせんなど紛争解決に向けての支援を行います。

(注) 本プランにおいて、障害のある人に対する配慮等に関する取組みについては、原則として各分野において掲載しています。

2 虐待の防止

(1) 現状・課題（社会的障壁）

虐待は、人間の尊厳を著しく害するものであり、最も重大な権利侵害です。

障害のある人の自立や社会参加にとって、虐待を防止することが極めて重要です。

障害のある人の中には、SOSを出したくても出せない人、虐待を受けているという自覚がない人もいるため、虐待が表面化した時には深刻な状態にあることも少なくありません。生命の危険があるほどの虐待の場合は、「分離」などの措置が必要となり、その場合、障害のある人への集中的な支援が必要となります。

虐待を受けた障害のある人に対する保護、自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置などの施策をさらに進め、障害のある人の権利利益を擁護する必要があります。

さらに、財産管理や日常生活等に支障がある人に対しては、地域全体で支えていく必要があります。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①白山市虐待防止ネットワーク運営委員会を中心としたネットワークを充実します。	○本市では、白山市虐待防止ネットワーク運営委員会を設置し、福祉事務所、児童相談所、保健福祉センター、学校、警察、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等とのネットワークを構築し、本人だけでなく、家族の支援を行います。 ○白山市虐待防止ネットワーク運営委員会において、障害のある人に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等の体制や取組みについて、定期的に検証を行い、必要に応じて見直し等を行います。

	○障害者支援施設等に対し、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を置くなどの必要な体制を整備し、職員に対して、研修を実施するなどの措置を求めます。 ○そのほか、次の取組みを進めます。 ア 相談支援専門員やサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止と早期発見 本市では、虐待を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者等が、虐待防止に関する正しい知識の習得に努め、意識の高揚を図ります。また、虐待の早期発見や虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を行います。特に、継続サービス利用支援により、居宅や障害者支援施設等への訪問を通じて障害のある人やその家族の状況等を把握するよう注意を促します。 イ 一時保護に必要な居室の確保 虐待を受けた障害のある人の保護や自立支援を図るため、一時的に保護が可能な地域生活支援拠点の設置を検討します。 ウ 虐待防止、早期発見に関する効果的な周知方法を検討するとともに、地域全体での見守り体制の構築を検討していきます。
②権利擁護に関する支援について、広く市民に周知します。	○パンフレットの配布や出前講座等の実施により、成年後見制度や福祉サービス利用支援事業等、権利擁護に関する支援制度等を周知します。